

綾部市教育大綱

第4次

— 教育環境日本一を目指して —

令和8年5月

綾 部 市

大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されているものであり、本大綱は綾部市の将来都市像の着実な実現、さらには持続可能なまちづくりの実現に向けて策定する第6次綾部市総合計画後期基本計画に基づき、綾部市の教育を推進するための基本指針となるものである。

期 間

第6次綾部市総合計画後期基本計画の計画期間と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

関連計画との整合

教育大綱は綾部市総合計画を上位計画とし、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画を参酌し、京都府や綾部市の教育に関連する諸計画との整合性を図る。

- ・ 国の教育振興基本計画
- ・ 京都府教育振興プラン
- ・ 第6次綾部市総合計画・後期基本計画
- ・ 綾部市「学校教育の重点」「社会教育の重点」

I 綾部市教育の基本理念

わがまち「あやべ」を愛し、「あやべ」の風土や歴史・文化を誇れる
心豊かな人づくり

まちづくりの根幹は「人」であり、綾部市固有の多様で豊かな「文化」は、先人たちのこれまでのまちづくりの長い歴史の中で育まれたものです。

本市の教育の理念『わがまち「あやべ」を愛し、「あやべ」の風土に歴史・文化を誇れる心豊かな人づくり』に基づき、本市のこれまでのまちづくりに込められた先人の願いや思いに対して、誰もが敬意を払い、尊重し、次の世代に引き継いでいくことができるように、心豊かな人と文化の育成、次代を担う子

どもたちの健全育成に取り組みます。

児童生徒数の減少の抑制にチャレンジし、「ふるさと綾部」を守り、未来を拓くため、特色ある学校教育活動や社会教育活動の充実等、日本一の教育環境づくりを進め、市外の方からも「綾部市で子どもを育てたい」、「綾部市の学校で学ばせたい」と選ばれる教育移住を推進します。

Ⅱ 綾部市教育の基本的方向性（ビジョン）

- ☆ 生命や人権を尊重する態度の育成
- ☆ 健やかな心身と基本的な生活習慣の育成
- ☆ 生きる力と進路を切り拓く力の育成
- ☆ 絆づくりと活力あるコミュニティの育成
- ☆ 文化・スポーツ活動に親しむ態度の育成

学校・家庭・地域社会・関係機関との連携のもとに、学校教育・社会教育における学びを大事にしながら、魅力と特色のある教育を推進します。

Ⅲ 綾部市教育の重点目標（チャレンジ）

1 確かな学力をはぐくむ

幼児児童生徒の学力の状況を客観的に把握・分析し、小中一貫教育のもと、学習意欲の向上や教育活動の充実を基盤として、学力の充実・向上に努める。

<主な方向性>

- ◇ 「主体的・対話的で深い学び」による認知能力と非認知能力の一体的な育成
- ◇ 論理的思考力を高め、表現する力等を育成する教育活動の充実
- ◇ 個別最適な学びと協働的な学びにつながる ICT の効果的な活用と情報モラルや情報活用能力の育成
- ◇ 家庭学習の定着と充実

2

豊かな心と温かい人間性を育て、 人間としてよりよい生き方を身に付けさせる

教育活動全体を通じて、生命を大切に作る心、人を思いやり尊重する心、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。

<主な方向性>

- ◇ 道徳教育における授業の工夫改善、研修の充実
- ◇ 一人一人の尊厳と人権が尊重される学校（園）づくりの推進
- ◇ いじめの未然防止に向けた取組の充実
- ◇ 不登校の未然防止・早期発見対応に向けた取組の推進
- ◇ 不登校児童生徒のための居場所や学びの場づくりの推進
- ◇ 集団生活や社会のきまりを守ることの大切さなど、規範意識の醸成

3

たくましく健やかな身体をはぐくむ

幼児児童生徒が生涯にわたっていきいきとたくましく生きるために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や危機対応能力の育成を図る。

<主な方向性>

- ◇ 部活動の地域展開をはじめ、児童生徒が多様な活動を体験できるよう体育・スポーツ活動、芸術文化活動の推進
- ◇ 保健管理、保健教育の充実と危機対応能力の育成
- ◇ 幼児児童生徒の安全確保の徹底と危機管理体制の強化
- ◇ 自校調理方式による完全給食で感謝の気持ちや望ましい食習慣を身に付けさせる食育の充実

4

ふるさと「あやべ」を愛する心や 平和で持続可能な社会を築く力をはぐくむ

ふるさと「あやべ」のよさを体得させ、愛着を深めるとともに、国際社会に主体的に生きる「グローバルなあやべの子ども」としての基礎的資質を養う。

<主な方向性>

- ◇ ふるさと「あやべ」を愛し、社会参画できる資質・能力の育成
- ◇ 国際社会に主体的に生きる基礎的な資質・能力の育成

- ◇ 環境教育の充実
- ◇ 情報活用能力の育成
- ◇ 共生社会の理解を深め、様々な人と共に生きる豊かな心情の育成

5

一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

<主な方向性>

- ◇ 幼児期の特性を踏まえた環境を通して、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
- ◇ 障害のある幼児児童生徒への適切な支援と指導
- ◇ 就学前から就労に至るまでの一貫した特別支援教育の充実
- ◇ 自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を養う人権教育の推進
- ◇ 希望進路を主体的に切り拓く能力や態度の育成
- ◇ 地域社会に貢献する次世代人材育成に向けたキャリア教育の充実
- ◇ 読書活動の充実

6

幼小中の強固な連携のもと、 一貫教育の推進と学校・園の教育力の向上を図る

綾部市小中一貫教育基本構想に基づき、中学校ブロックごとの校種間の連携を一層強化し、より確かな実践的指導力の向上を図るとともに、少子化に対応した教育体制の構築を図るなど、学校・園教育に寄せられる市民の信託と期待に応える。

<主な方向性>

- ◇ 小中一貫教育の推進
- ◇ 幼小中の授業の充実
- ◇ 幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小の連携体制の強化
- ◇ 小規模特認校への就学機会の確保
- ◇ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の仕組みを活用し、家庭・地域社会との連携による学校・園の教育力の向上
- ◇ 保護者や地域等の理解と協力を得る教職員の働き方改革の推進と教職員の資質・能力の向上

7

誰もが命輝くための人権教育の推進

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながる学習の機会を積極的に提供するとともに、人と人が尊敬し合い、心豊かにつながり支え合える人づくりを推進する。

<主な方向性>

- ◇ 人権教育・啓発の推進
- ◇ 人権学習の機会の充実

8

家庭・地域社会の教育力の向上

次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭への支援体制や地域社会における取組の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携による地域総がかりの取組を推進する。

<主な方向性>

- ◇ 家庭の教育力の向上
- ◇ 青少年健全育成の推進
- ◇ 地域社会の教育力の向上のための地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の一体的推進

9

生涯学習の推進

公民館、資料館、天文館、図書館を核として多様な学習機会を提供し、市民が生涯にわたって主体的に学び、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進する。

<主な方向性>

- ◇ 人と人とのつながりづくりや生きがいづくりにつながる学習機会の提供と内容の充実
- ◇ 公民館、資料館、天文館、図書館活動の充実
- ◇ 各地区公民館の計画的な施設設備の改修・整備の促進

10

文化財の保護

ふるさと綾部の歴史や伝統文化に関心を持つことで、市民がふるさとを愛し、ふるさとの自信と誇りを持てるよう文化財の保存・継承・活用を推進する。

<主な方向性>

- ◇ 貴重な地域資源である文化財の調査及び文化財の保存・活用と市民への啓発を推進
- ◇ 地域や寺社等で行われている伝統行事の継承を支援

